

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第 1 号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の2中「別表第1」を「地方公務員災害補償法施行規則別表第1」に改める。

第7条の3中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第21条の8中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、令和5年1月18日以後に発生した事故に起因する公務上の災害（京都市非常勤職員公務災害等補償条例第1条に規定する公務上の災害をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)